

(1)

早く、援護を！

8月1日発行 1972年 第3号
 韓国の原爆被害者を救援する市民の会 機関紙
 事務局
 〒565 吹田市桃山台3丁目36番5号
 TEL 068 (71) 3446
 振替口座 大阪 28307番

カナリヤに唄を

—韓国被爆者は訴える—

韓国原爆被害者援護協会会長

辛 泳洙(シン ヨンスウ)

唄を忘れたカナリヤ

世の中には、法律と

か、規則、各種の条約

とがあつて、人と人と

の間とか、国と国の間

を規制している。それ

を守ることによって、

秩序がたもたれ、今の

世界は運営されている

のかも知れない。

しかし、各国間の条

約や国内外の各種の法

律規則が、萬人に平等

に 各国間に公平に、

だれもが不平不満をも

らす余地のないように

完全無欠に出来ている

のであろうか？

いづれにしても、条

約や法律は遵守すべきものであるならば、韓国の被爆者達はだれをも怨むことが出来ないわけだ。

原爆当事国であつた日本、米国がサンフランシスコの講和条約や韓国基本条約によつて、すべての戦争責任を清算してしまつてい

るのであれば、責任は当然韓国政府がもつべきものであるけれども、借しむらくは、韓国の国内法には、未だ被爆者を救援する法律も規則も出来ていないことである。

条約や法律は強い者の方に有利に、一種、力学的作用によつて作られる場合も間々あることだ。

条約や法律は、弱い者の方の叫びや訴えによつて改廃、補強、訂正される場合も時々あることであるのだ。

広島、長崎の被爆者総数の一割を越す韓国人被爆者達が、被爆二十七年にもなる今日まで、条約、法律の埒外にあるため全く見捨て

られていくといふことは、だれに言わせても不合理なことである。条約か、法律か、どっちかを改定してでも、この人達を救済するの

が、平和を目ざす人類社会の課題の一つにもなるわけだ。

弱い者は、(あるいは不当な立場にあるものは)泣いたり、叫んだり、訴えたりしてでも条約や法則を弱い者の方に有利になおしてもらわなければならないのだ。

それは被爆者自身がやることだ。韓国人被爆者自身が団結して、組織して、かちとらなければならないことであるのだ。

それが、出来ない。では話しはおしまいだ。韓国被爆者は永遠に救済出来ないものだろうか？

天は自ら助けざる者を助くとか。しっかりしんさいや韓国被爆者。口があるのに、なぜ叫ばないのだ。手があるのに、なぜ書かないのだ。

病床に寝ているあんたこそ、いくらでも訴えるだけの言い分があるのでせ。

貧困に苦しんでいるあんたこそ、いくらでも要求するだけの権利があるのでせ。

団結しなさいや。組織しなさいや。声を大きく出しなさいや。大いに訴えなさいや。

おなががすいてものがいえないのだから？

体が痛くて話しが出来ないのだから？

手はあつても、読み書きが出来ないのだから？

口はあるけれども、そんなむずかしい話しは……ようしゃべらないのだから？

なぜ 唄わないのだからカナリヤ

おなががすいているのだからカナリヤ

体が痛いのかカナリヤ

唄を忘れたカナリヤ

かわいそうなカナリヤ

種子も畑もないのに花を咲かせと？

後宮日本大使が赴任されて間もなく、私は

大使館を訪問。韓国被爆者の実情を話して協力を求めた。私達などそうさいさい大使に会うことも出来ないの、ある一等書記官を窓

口として指名してもらった。

数日後、うちの支部長（徐）が、その書記官を訪問して実務的に援護を要請した。

以下、その時かわしたという対話の一節である。

徐「……しかじか かくかくで 何んとか 援助して頂きたいと思えます」

書「何を、どんなにしてくれというのですか

？ 具体的にね、何をどうしようしている

から、何を助けてくれとかね。」

書「これはまるで種子も畑もないのに花を咲

かせてくれというような話しですよね」

私はなるほど感心したものである。

私達の今迄やっていることは、すべてこの

通り、種子も畑もないのに花を咲かせてくれ

式であつたのである。

種子か、畑か、どっちかを自身達（韓国被

爆者）の力で準備してから、花を咲かせてく

れとせがまなくてはいけないのである。

さて、種子も、畑もない、なんとか準備出

来ないものだろうか？ 出来ない。

それでは何にもならない。おしまいだ。

韓国被爆者救援運動の一番の難問題はこれ

である。種子か、畑か、どっちかでもあれば

花を咲かせてもらえるだろうに。

韓国の保健社会部（日本の厚生省に相当）長官にも面会した。

何とか協力しようというのである。

しかし、それには、私達のハッキリした

要求、各種の統計、いろいろ事務的なことが

しつかり出来ていなくてはいけない。

実は協会があつても、組織も、実態調査も

内務の整備も出来ていない事である。

ここでも、種子も、畑もないのに花を咲か

せてくれ式である。

日本の各団体や個人からも、韓国被爆者達

に対する関心はようやく盛り上がってきてい

る。これをうまく受け入れ、輪をかいて拡が

るようにし、具体的な運動に発展させるには

やっぱり韓国被爆者自身がしつかりして、団

結して、組織して、訴えなければいけない。

その肝心の韓国被爆者が、実にたよりなく、

くだらないものばかりである。

日本のライオンズクラブが起つたという。

世界のライオンズクラブが関心をもってくれ

た。

それも韓国被爆者自身がしつかりしなくて

は何にもならないことである。

今まで、二十七年間もこの問題が放置され

ていたのも、部外の責任もあるだろう、けれ

ども、被爆者自身が自覚して、団結して要求

しなかつたことに大きな原因があるのである。

自分自身達の力でやるべきこと（最低の）

を自分の力で出来ないもどかしさ。

日本の場合と較べて歯がゆく、じれったく痛恨にたえない次第である。

韓国の被爆者は乞食ではない。

韓国の被爆者達はかわいそうである。その現状たるや惨めなものである。

しかし、それだからといって、乞食ではない。

韓国人被爆者は日本人被爆者とも、また、わけが違っているのである。

無告の被害者である韓国人被爆者達は加害者に対し、堂々とその損害の賠償を要求しなければならぬのである。

着古した幾枚かの古着とか、気やすめの診察や慰問位で問題が解決出来るものではない。日本政府か、米政府か、あるいは韓国政府か、または、これなどの関係各国が相談しあっても根本的な対策を講じてもらわなければならぬのである。

要はこれら各国政府が無関心であるからである。関心をもてば出来ないことはないことである。

しかし、これら関係諸国が関心をもつようにさせるためには、なみ大抵のことではない。まして、対策をたてさせる迄にはなかなかのことではあるまい。日本の場合（被爆十数年

後はじめて医療法と措置法が出来た）を思えば、思い半ばに過ぎるものがある。

日本では、被爆者団体は勿論、各種の社会団体や平和団体、政治団体や地方自治体が協力しあってもやっとならぬだけのことしか出来なかつたのに、韓国では誰が協力してくれるというのか？ 当局や社会の無関心、被爆者自身の無能無力など、孤立無援の状態を思えば、ほとんど絶望に近い感がある。

賠償を要求する正当な理由をもっている韓国の被爆者達が団結して要求することが出来る迄には、どうしても外部からの助力が必要である。

その被爆者達の組織や実地調査が出来るように援助したり、韓国被爆者の立場や権利を代弁してやったり、理論を組立ててやったり、言いかえれば、韓国被爆者を只単に生活無力者として、施しをあたえることにとどまらずに、自ら団結して組織して訴えることが出来るようにすることである。

唄を忘れたカナリヤに元氣を出させて唄を唄わせることである。種子も畑もない者に種子か畑かを与えて花を咲かせることである。

会 計 報 告

1971, 12, 25
1972, 7, 10

(収入の部)

雑 費 収 入
雑 収 入

1,626,260

166

(収入合計)

1,626,426

(支出の部)

援 護 協 会 へ 送 金
経 費

610,052

印 刷 費 139,100

そ の 他 経 費 89,881

228,981

(支出合計)

839,033

(差引残高)

787,393

会 計 関 藤 仁 志

提言

運動前進へ全国組織づくりを

会長 本吉 義宏

確認し合おう。

去年夏にこの会が発足してから一年間を振り返ってみて、私達のささやかな活動はいっそう幅広く、具体的な内容をもたねばならない時期にきていると判断する。原爆症患者に何の法的措置もない韓国では、原爆病院だけをいくらこしらえたところで患者さんの苦しみ(身体と暮し)を十分やわらげることにならない。病院へ通い、入院する費用をだれがもつのか。患者さんの生活費をどうするのか、その家族の暮しは——。韓国被爆者の救援の困難な点は、現実面でこゝにある。

広島と長崎に原爆が落され、凄惨な大量殺戮と徹底した破壊が行なわれたあの悪夢の日々から二十七年の歳月が去った。私達が相集って見捨てられていた韓国の原爆被害者を救う活動を始めてから暦はそろそろ一めぐりする。四半世紀を経た今もなお、この二個の原爆は生存者のみでなく被爆二世達の健康を奪い苦痛を与え、その生活を、人生を破壊し続けている。暗黒の底知れぬ沼に希望の光明を沈め続けている。人命はあくまで尊く、恒久の平和は人類のすべてが渴望するものである。なのに、原爆の直接被害者以外の大多数の人は地球上のすべての生命を完全に抹殺させるに足る原水爆を製造し、保有する「黒い手」に比較的鈍感である。平和憲法の遵守を誓った日本に世界有数の兵器製造工場があり、軍備が年ごとに拡張され続けているのに、その事実が積極的に関心をもつ人は少ない。

一年に一度「原爆の季節」が訪れる。その短かい一定の期間だけ、人は原爆犠牲者の霊

を慰め、原爆がかつて同胞を殺した事実を思い出す。これでは、その形においてお祭と変りない。原水爆禁止運動が「三度(三たび)原爆を許すまじ」「ノーモア・ヒロシマ」を終局の願いと、平和を希求する全人類共通のものであること、同時に史上初めての原爆をうけ、その苦しみを持つ人々の救済にあることは、何人といえども異論はないはずである。しかし、現実には原水爆禁止運動にかかわる諸団体が狭い立場からいがみ合い、分極化し、争い続け、目的に結集すべき力を弱めているのは事実である。

こうした現実から私達が学ぶべき教訓は多い。平和を求めるすべての人々が団結し、私達の子孫が平和と友愛の中に暮らせるよう直ちに行動を始めること、それ以外に私達の原爆はあろうか。そして、私達が取組んでいる韓国の原爆被害者救援は、患者さんの医療と生活両面が保障されるまで粘りよく続けていかねばならないことを会員一人一人が

かつて広島では、被爆者救援のために医師や市当局が協力して「広島市原爆障害者治療対策協議会」(略称・広島原対協)——のち「財団法人広島原爆障害対策協議会」——が生れ、政府が原爆医療法を制定する糸口をつくった。この広島原対協は発足当時から被爆者の生活援護を含む「援護法」制定をめざし、今日に至るまで生活援護の必要性を政府に要請、同時に自ら被爆困窮者に生活保護費を支給してきた。この原対協方式、といおうか、これこそ韓国の原爆被害者救援に何より大きな示唆を与えるものだ、と広島のある医師は指摘している。

私は思う。もし、原対協方式が韓国の被爆者救援に採用されるなら、市民単位の運動体

こそ組織づくりの出来ない手にふさわしいのではないだろうか。既存の原水爆禁止運動団体の争いに巻き込まれず、しかも韓国に苦しむ患者一人一人の苦痛を自分自身の重みとして受取められるから。

私は提案する。韓国の原爆被害者救援にかかわってきたすべての人が「患者さんに治療と生活を」の目標のもとに、全国的な一つの組織を結成しよう。医師は患者さんの治療にあたり、韓国内の専門医養成に活発な交流を進める。患者さんの生活援護のため、日本国内でしっかりとした基金財団をつくる。そして、市民の会は韓国被爆者問題が示す問題を根源からとらえ、真の韓国被爆者救済＝政治的解決への原動力になるべきである。それには、法律の専門家の手もかりねばならないだろう。こうした組織が動き出すなら、救援活動は大きな前進を始めるだろう。いま必要なのは、過去の教訓を生かし、すみやかに実行することである。そして、韓国の原爆被害者救援活動を、世界の平和実現への堅実な一歩にすることである。この夢だけは、この夢だけは、私一人の「真夏の夜の夢」に終らせたくない。(この提言は、世話人間の対論を土台に、私がまとめあげたものである)。

広島集會に参加しよう

韓国原爆被害者協会の辛泳洙会長が八月はじめ、在韓被爆者の実情報告のため来日されます。

そこで、当会は救援活動を前進させる全国組織(本吉会長の提言をご参照下さい)づくりに向けて、辛さんをかこむ全国集會を広島で開きます。広島原爆病院の石田定内科部長ら医師団も出席し、幅広い討議を通じて救援の輪を広げるきっかけにしたいと思います。みなさんの参加を期待します。

くわしくは、事務局までお問合わせ下さい。

と き 八月二日(水)午後六時―九時

と ころ みゆき会館 (広島市平野町八一十五)

広島支部結成を呼びかける

豊 永 恵三郎

昭和二十年八月六日、母と弟は爆心地より 後下痢が続きやせ細り、明日の生命が危いの約千五百メートル位の所で被爆した。母は顔 ではないかという日が続いた。私は面と片腕がケロイドになった。弟は全く不思議よく当日は 外にいたので直接の被爆は免議なこと無傷であった。気がついた時は、 れた。しかし、七日、八日と母と弟をさがし母の身体の下にいたのである。しかし、その して市内を歩き回った。

X X X
私の勤務している学校には、毎年十数名の在日朝鮮人が入学してくる。この生徒達をいかに指導していくか、という取組みが二年前から始まった。この中で日本人が朝鮮人にとつた過去の忌わしい事実、それが現在にも続きいろいろの差別となって現われていることを知った。

こうした学校での取組みが機縁になって、昨年八月、韓国を訪問した。十日間滞在したが、八月十五日に「韓国原爆被害者援護協会」をたずね、事務局の三人の方と話合った。一般の韓国人たちとも話したが、韓国では日本以上に被爆者に冷淡であることを知った。これは韓国の歴史、現在の経済状態から考えれば当然であると思う。

以上の三つの事柄が、私が本会に入会した動機である。七月一日、本会の事務局長、松井さん宅を訪れ、一時間ばかり話合ったところ、広島での支部結成を痛感した次第である。目下、広島での仲間づくりを始めているが、みなさんのご協力をお願いしたい。

私がこの原稿を書いているとき、テレビは南北朝鮮が平和的統一のために具体的に動き出したことを伝えている。ほんとうにすばら

しいことだ。昨年夏韓国を訪問したとき、南北赤十字会談のはじまったことを知った。あれから満一年もたないうちに、ここまで統一への動きが進展したことは、全く驚嘆の一点をあてながらも、日本人と朝鮮人とのかか語に尽きる。韓国の被爆者救援の近道は、南北統一が早く実現することだ。それは政治のみたひ。

安定が第一だと考えるから。また、私が一教師として在日朝鮮人子弟を教育するさいに、
(連絡先 広島県安芸郡矢野町大浜 四三六九の四)

朝鮮人被爆者孫振斗さん公判の経過

一、 前回では孫振斗さんが被爆者健康手帳を求めて福岡地裁に行政訴訟を起した経過を報告しました。その後、四月二十八日、六月二日と二度公判が開かれました。
△四月二十八日▽第一回公判—原告(孫さん)側の訴状、被告(福岡県側)の答弁書朗読。

△六月二日▽第二回公判—県側の準備書面朗読。第一回公判の答弁書に関して質問。

ここでは紙数の関係で上記の訴状、答弁書、準備書面を紹介することはできませんので、全般の状況について述べてみます。

一方県側は答弁書の中で、行政庁に対し特定の行政処分を求める訴訟は、三権分立の原則から許されない事としてこの訴訟が不法であるとしながら、①不法入国者から手帳申請があつた前例がないので厚生省に照会したがなお検討中である。②原爆医療法・特別措置法の適用に關しては、「二法の適用を受ける者と地域社会との結合關係(居住關係)が問題となるものと考えら

れるのであって、日本国内に全く居住関係を有しない外国人については適用の余地がない」としている。

この様に県側は我々の予想したとおり、外国居住の被爆者には原爆関係の法律を適用しない方針を示した。

しかし、原告側は訴状にも述べたとおり、右記二法は被爆者であれば誰にでも適用されるものであり、正規の在留資格は適用の条件とはなっていない点を主張しています。

三、今回の裁判で最も重要な点は、孫さんが何故広島で被爆したのかを日朝の歴史の中で明らかにしてゆく事である。その中で当然多くの朝鮮人被爆者の事が明らかにされなければならぬし、在韓被爆者がどのような状態に置かれているかを知らなければならぬ。

我々が特に裁判所に要望する事は、この裁判を単に技術的な法律解釈の問題として扱ってゆくのではなく、歴史的事実を見、その中の人間を見ていかなければならないという点である。そうでなければ、日本人が犯してきた誤りを又一度くり返す事になつてしまう。次回裁判は七月二十八日福岡地裁で開かれます。多数の方の支援をお願いします。問合せは孫さんに治療を大阪市民の会梅原孝亮へ東淀川区元今里北通二一六二田中方へ

運営日誌から

— 事務局 —

◎世話人会 — これまで原則として週一回、

週日の夜大阪弁護士会館で開いていたが、六月から日曜の午後、会長宅でゆつくり時間をとって、相互の事務連絡や、また運動の質を深めてゆくための討論を積み重ねている。

◎原爆の図・丸木美術館に趣意書 — 丸木位

里・俊ご夫妻からご協力申出あり、七月はじめ趣意書を送った。

◎新聞雑誌での紹介 — これまで紙上に紹介

して下さった主なもの、朝日新聞・東洋経済日報・キリスト新聞・友和・聖書の日本・十字架の言・求道・永遠の日本・世の光など。

◎パネル制作 — 朝日新聞社などの撮影によ

る在韓被爆者の写真を43cm×53cmのパネル一五枚に。ご希望があればすぐ貸出します。◎神戸でスライドの会 — 現地で写してきたカラー写真のスライドの会(6/27)。

◎映画「私たちと戦争」及び「あついで」上映会 — 七月、この二つの上映会での

会のPRをさせていただいた。

◎辛会長の来日 — 八月上旬、徳山ライオンスクラブの招待で来日。当市民の会も招請状を送った。

◎大阪では、辛会長を招いて例会を計画中。

日取りが決り次第、ハガキでご通知しますので、できるだけたくさんの方の参加を。

△八月の予定▽

二日 広島で全国集会(当会主催)

六日 広島平和祈念式典に辛さんが公式に御出席

九日 韓国で被爆者慰霊祭

会員のこゑ

大阪 片山 紀

私は三〇才です。戦争に責任はないはずで、それでも日本人(なんとけがれた言葉でしょう)の一人として、私たちの先輩の犯した行為に対して、責任をとらねばならないと思うのです。それが人間らしい人間だと思えます。私が市民の会にお金を送ることに対して、事務局から感謝されることはないと思います。私は韓国の被爆者の皆さんの苦しみの一かけらも知らずして、同じ苦しみを感ずることなく、ただお金を送るだけなのですから。

《韓国原爆被害者を 救援する市民の会》へのお誘い

○広島、長崎で原爆のためあわせて五万人の朝鮮人が死んだといわれ、生き残った朝鮮人被爆者のうち二万人が今の韓国に帰り、現在一万五千人が生存するであろうと推定されています。この中の多くの人が、原爆症であるにもかかわらず、何の医療も受けることなく放置されています。

○明治四三年の朝鮮併合以来、圧政のもとで朝鮮人農民は日本人に土地を奪われ、やむなく安い労働力として、大勢日本に流れて来ていました。そればかりか、戦争末期には徴用や「強制連行」によって無理矢理に日本に連れられて来ていました。ですから朝鮮人に原爆の悲劇にあわせたのは、日本政府であり日本人なのです。

ところが、わたしたちの政府は、戦争中のことは、日韓条約によってすべて清算済みであるとの立場をとり、この問題に責任を取ろうとしないのです。しかも韓国政府

は被爆者救援にまでは手が届かず、被爆者の状況は非常に悲惨です。

○私たちは、差当り交りのある韓国原爆被害者援護協会と密接な連絡を保って、かの地に原爆症専門の医療施設を建設すると共に被爆者に自立の道をも開くようなお手伝いをしようと考えています。

なお、本来一つであるべき管の原水爆禁止運動や被爆者救援運動が、イデオロギーや党派によってけわしく分裂、対立している状況を、私たちはいたく悲しむものです。何とかして、この運動を一方に偏してしまわない、広い市民運動として展開して行きたいと願っています。

○募金目標 一千万円(第一次目標として、一九七二年一二月までに)

○会費 月額一口二五〇円(一人で、なん口でも入っていただいでけっこうです。一年分あるいは、数ヶ月分まとめて送金して下さいませ)

○入会 添付の振替用紙で最初の送金をして下さる時に、その旨記載していただく、入会の手続きができます。グループで入会されるのも歓迎します。入会しないで、「一時寄付」されるというの、けっこうです。

○会員には、機関誌を刊行の都度お送りします。

○くわしい趣意書や資料をお求めの方には、別にお送りいたします。(事務局)

編集後記

今号は、私たちの運動の一つのピークでもあるべき八月を迎えて、とくに韓国の辛会長からも原稿をいただき、これからの運動の発展と質的浄化を展望するための特集号とした。編集部員は、七月末韓国へ飛び立つ前のわずかの時間に、あわただしく原稿の整理とわりつけをし、そのあと事務局が校正を受持った。そして、刷り上げるのを待ちうけて二日朝当会主催の広島大会へ出発。ご支援を乞う。